7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合わせとする。

ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において水道施設工事の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格において水道施設工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上である。ただし、代表者以外の構成員は「水道施設工事」1,000点以上又は「土木一式工事」1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成12年度以降入札公告日までに元請けとして膜分離活性汚泥方式による汚水処理施設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに元請けとして鉄筋コンクリート構造物を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の水道施設工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　水道施設工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、水道施設工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「ホワイトビーチ㈿汚水処理施設（445）新設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年 10 月 15 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

奈尾　基弘

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

ハローワークシステムにおける共通番号連携管理サブシステム等に係るハードウェア導入及び賃貸借等一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年11月５日午後５時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室番号制度・求職者支援システム係　吉田　　豊　電話03－3920－3311（内線236）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年10月15日午前10時から平成27年11月５日午後５時まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成27年10月22日午後１時30分から説明会場への入場は午後１時10分からとする。当日は説明会場以外の執務室への立入は原則として不可とする。

⑵　開催場所　厚生労働省上石神井庁舎

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Implementation and lease of hardware to Hello Work System for the introduction of the Social Security and Tax Number System, 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, 5 Nov, 2015

⑷　Contact point for the notice : Yutaka Yoshida, Labour Market Center Operation Office, Employment Security Bureau, Ministry of Health Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii Nerimaku Tokyo 177―0044 Japan TEL 03―3920―3311 ex. 236

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年 10 月 15 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者　大阪管理局長　梅谷　貞実

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成 27 年阪神高速公告第 27 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等物品及び数量　大阪管理局管内及び神戸管理部管内で使用する電気

契約電力　年間使用予定電力量

①　四ツ橋受電所　2,387kW　12,998,000kWh

②　島屋受電所　1,400kW　6,819,000kWh

③　京橋受電所　1,428kW　8,110,000kWh

④　蓮宮受電所　2,400kW　10,852,000kWh

⑤　二軒茶屋受電所　2,020kW　10,767,000kWh

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年11月５日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒552―0006 大阪市港区石田３―１―25　阪神高速道路株式会社大阪管理局総務・管理部経理課　川津　電話06―6576―3881

3　仕様書案の交付　本公表に基づき応募する提出者に対して仕様書案を交付する。

⑴　交付期間　平成27年10月15日から同年11月５日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 26

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : 5 sets of electricity

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. November 5, 2015

⑷　Contact point for the notice : Kawatsu, Accounting Group, General Affairs and Business Management Department, Osaka Business and Maintenance Bureau, Hanshin Expressway Company Limited, 3―1―25, Ishida, Minato-ku, Osaka-shi 552―0006 Japan. TEL 06―6576―3881